

平成29年度事業報告

◎ 社会福祉法改正

「社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、平成28年度及び平成29年度と二段階に渡り改正が行われました。

平成28年4月1日施行事項

- ① 地域における公益的な取組を実施する債務
- ② 役員等関係者への特別の利益供与の禁止
- ③ 社会福祉法人の事業運営の透明性の向上
- ④ 所轄庁による指導監督の機能強化
- ⑤ 社会福祉施設職員等退職手当共済制度の見直し

平成29年4月1日施行事項

- ① 経営組織のガバナンスの強化
- ② 社会福祉法人の財務規律の強化
- ③ 都道府県による財務諸表の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備

①については、議決機関としての評議員会を必置することとなり、当法人においても、4名の方々に評議員に就任頂き、理事・監事の承認や役員等報酬規程の承認を行っていただきました。平成33年度までには7名になるよう対応が必要です。

②については、新会計基準に昨年の決算より変更されました。また、閲覧対象の書類が拡大されたので施設での閲覧およびホームページでリンクできるように対応しています。

③については、国により「財務諸表電子開示システム」が開発され、当法人もデータの登録を行っています。

◎ 決算の状況

● 資金収支計算書

補正予算において、5百90万円のマイナスになると御報告していましたが、実際は3百万円のマイナスで済みました。これは20年国債の年度末残高が前年度末より3百20万円増え、評価益が出たおかげです。

● 事業活動報告書

介護保険事業収益では、29年度は2億24万円となりました。

また、当期活動増減額では、29年度は4百51万円の増加となりました。

プラスの原因として、まず、28年度は長期国債の評価損がマイナス7百20万円発生しましたが、29年度は逆に評価益が3百20万円発生したことが挙げられます。また、前理事長が理事長職を退くに当たり報酬額を減額したことにより、人件費としても5百90万円減額となったのが挙げられます。

◎ 社会福祉充実計画について

社会福祉法の改正により、平成 29 年度から「社会福祉充実残額」の明確化と「社会福祉充実計画」の作成が必要となりました。社会福祉充実残額の計算を行いましたら、昨年は 1 億 1 千 3 百万円の残額が出ました。この金額は黎明館が無駄使いをせず施設の建替え等のために残してきたものです。

社会福祉充実計画の実施期間は原則として 5 か年度以内に行うこととなっていますが、既存建物の建替えを行う場合は 10 か年度以内まで可能となっています。昨年、佐世保市に建物の建替えに使いたいと相談したところ、減価償却終了期間を迎える 7 年後を目安に社会福祉充実計画を作成するよう助言を頂きましたので、そのように対応いたしました。

本年も社会福祉充実計画を提出するようになっていきますので、昨年同様に建物を建て替える計画で提出いたします。事業計画の際に報告致しましたとおり、本年は建て替えを行う場所の検討を引き続き行います。

充実残額 113,650 千円（平成 35 年度 特別養護老人ホームの建替え時に全額使用）

平成 28 年度使用予算額 0 円

平成 28 年度使用実績額 0 円

平成 28 年度計画

ユニットケア、建物の建替えについて情報収集する

平成 28 年度実施した事業の内容

現在地での建て替えか、新たな場所での建て替えか検討

建て替え場所候補地の調査